（行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令の一部改正）

第十八条　行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成十三年政令第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

第三条ただし書中「あっては総務大臣」の下に「、同項第五号に掲げる機関にあっては環境大臣」を加える。

（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令の一部改正）

第十九条　武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中第二十二号を削り、第二十三号を第二十二号とし、第二十四号から第二十七号までを一号ずつ繰り上げ、第二十八号を第二十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十八　原子力規制委員会

（東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令の一部改正）

第二十条　次に掲げる政令の規定中「第二条」を「第三条」に、「第五十三条第三号」を「第五十三条第二号」に改める。

一　東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）第三条第七号

二　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百八十二号）第三条第七号

（次世代育成支援対策推進法施行令の一部改正）

第二十一条　次世代育成支援対策推進法施行令（平成十五年政令第三百七十二号）の一部を次のように改正する。

第一項の表国家公安委員会及び中央労働委員会以外の各外局の長の項中「（原子力安全・保安院の職員を除く。）」を削り、同表原子力安全・保安院長の項を削る。

（国立大学法人法施行令の一部改正）

第二十二条　国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項第三十七号及び第二項の表原子力災害対策特別措置法第三十九条の項中「第三十九条」を「第三十六条」に改める。

（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部改正）

第二十三条　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の表前条第六号に掲げる物質の項中「文部科学大臣（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六条第一項に規定する製錬事業者（同法第十二条の七第一項に規定する旧製錬事業者等を含む。）が所持するものにあっては、経済産業大臣）」を「原子力規制委員会」に改める。

第三十条中「の規定に基づく主務省令」を「に規定する内閣府令・原子力規制委員会規則又は内閣府令・原子力規制委員会規則・国土交通省令」に改める。

（独立行政法人日本原子力研究開発機構法施行令の一部改正）

第二十四条　独立行政法人日本原子力研究開発機構法施行令（平成十七年政令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第一号中「第二十三条第一項第一号」を「第四十三条の四第一項」に改める。

（特別会計に関する法律施行令の一部改正）

第二十五条　特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第五十一条の見出し中「及び電源利用対策」を「、電源利用対策及び原子力安全規制対策」に改め、同条第一項第二号中「第十三条第二項」を「第十三条第二項第二号」に改め、「この項」の下に「及び第七項第六号」を加え、「第十九号並びに」を「第十七号、」に改め、「第十三号」の下に「並びに第七項第一号、第二号及び第十一号」を加え、「又は試験研究炉等（同法第二十三条第一項第三号に規定する試験研究の用に供する原子炉又は同法第五十三条第三号」を「若しくは試験研究炉等（原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第四号に規定する原子炉であって試験研究の用に供するもの（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第一条第一号又は第二号に該当するもの及び船舶に設置するものを除く。）又は核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第五十三条第二号」に改め、「ものをいう。以下この号」の下に「及び第七項第一号」を加え、「又はニ」を削り、「及び第六号」を「及び第七項第五号」に、「ホに」を「ニに」に、「へに」を「ホに」に、「ト及び第十七号ロ」を「ヘ及び第十五号ロ」に、「トに掲げる」を「へに掲げる」に、「チに掲げる」を「トに掲げる」に、「リに」を「チに」に改め、同号ニを削り、同号ホを同号ニとし、同号ヘ中「これらの地域の住民の安全の確保」を「原子力発電施設等がこれらの周辺の地域の住民の生活に及ぼす影響」に、「当該設置後における安全性」を「当該設置をした施設がその周辺の地域の住民の生活に及ぼす影響」に、「トに」を「へに」に、「広報・安全等対策」を「広報・調査等」に、「チに」を「トに」に改め、同号ヘを同号ホとし、同号ト中「広報・安全等対策」を「広報・調査等」に改め、同号トを同号ヘとし、同号チを同号トとし、同号リを同号チとし、同項第三号中「原子力発電施設等の安全の確保のために行われる措置若しくは業務」を削り、「第九号」を「第七号」に改め、同項第四号中「の安全の確保」及び「の安全性の向上」を削り、同項第五号中「原子力発電施設等、地熱発電施設若しくは」を「地熱発電施設又は」に改め、「、原子力発電に使用される核燃料物質の運搬容器若しくは原子力発電施設等から生ずる使用済燃料の運搬容器の安全性又は放射性廃棄物の廃棄に係る安全性」を削り、同項第六号中「原子力発電施設等による災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合における当該原子力発電施設等の周辺の地域の住民の安全の確保のために講ぜられる」を「放射線量の測定及び被ばく者の救助その他の医療に係る」に改め、「（所在都道府県又は所在都道府県に隣接する都道府県（当該原子力発電施設等の設置がその区域内において行われ、又は予定されている市町村に隣接する市町村をその区域に含むものに限る。）の地域に係る地域防災計画（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号に掲げる地域防災計画をいう。）に定めるものに限る。）」を削り、同項第七号及び第八号を削り、同項中第九号を第七号とし、第十号から第十四号までを二号ずつ繰り上げ、同項第十五号中「第二十三号」を「第二十一号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十六号中「第二十三号」を「第二十一号」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十七号ロ中「第二号ト」を「第二号へ」に改め、同号ハ中「第十五号」を「第十三号」に改め、同号を同項第十五号とし、同項中第十八号を第十六号とし、第十九号から第二十一号までを二号ずつ繰り上げ、同項第二十二号中「第二十五号へ」を「第二十四号へ」に改め、同号を同項第二十号とし、同項第二十三号中「第十五号」を「第十三号」に改め、同号を同項第二十一号とし、同項第二十四号を同項第二十二号とし、同項第二十五号を同項第二十三号とし、同項第二十六号ハ中「第三十号」を「第二十八号」に改め、同号を同項第二十四号とし、同項第二十七号を同項第二十五号とし、同項第二十八号中「第二十六号イ」を「第二十四号イ」に改め、同号を同項第二十六号とし、同項第二十九号を同項第二十七号とし、同項第三十号中「（以下この号において「原子力発電等」という。）に係る安全性に関する調査その他の原子力発電等」を削り、同号を同項第二十八号とし、同項第二十一号を削り、同条第三項中「第八十五条第五項第一号ニ」を「第八十五条第五項第一号ハ」に改め、同条第四項中「第八十五条第五項第一号ホ」を「第八十五条第五項第一号ニ」に改め、同条第六項第十三号中「又は安全の確保」を削り、同条に次の一項を加える。